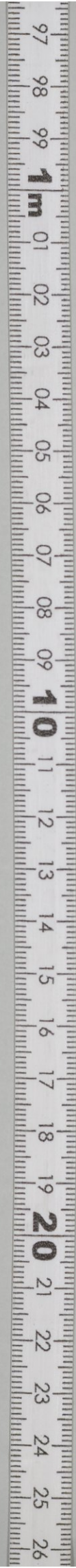


## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

合資會社兵藤運送店主款寫



合資會社兵藤運送店定款

第一章 總則

第一條

本社ハ次章ニ規定スル目的ノ爲メ設立スル  
合資會社トス

第二章 目的

第二條

本社ハ左記業務ヲ營ムル以テ目的トス  
一、東海道線大船駅ニ於ケル貨物一般  
運送取扱ヒ及ビ之レニ附帶スル一切ノ

業務

第三章 名稱

第三條

本社、名稱ヲ合資會社兵井藤運送  
店ト稱ス

第四條

第四章 本店  
本社、本店ヲ神奈川縣鐮倉郡大船  
川小袋石八番地一拾參ノ置ク

第五條

第五章 社員及シテ出資ノ種類責任  
社員、以各及シテ出資ノ種類責任  
鐮倉郡大船川小袋石八番地一拾參  
金參千五百圓也無限兵井藤収藏  
鐮倉郡大船川小袋石八番地一拾參

第六條

無限兵井藤精一  
鐮倉郡鐮倉町大町九百五拾參番地  
金五百圓也有限兵井藤徳輔  
鐮倉郡大船川小袋石八番地一拾參  
金五百圓也有限兵井藤桐子

第七條

第六章 代表  
本社ノ業務ハ代表社員之ヲ執行ス  
代表社員ノ報酬ハ社員ノ同意ニ依リ  
之ヲ定ム

第八條

本社代表社員ヲ無限責任員兵井藤収藏トス

第九條

第七章 計算  
營業年度ハ毎年四月壹日ニ始リ三月三十一日迄  
壹日終ル

第十條

代表社員ハ營業年度ノ終リニ於テ計算  
ヲ爲レテ之ヲ掲ケル書類ヲ社員ニ提出シ其ノ  
承認ヲ求ムルコトヲ要ス  
一、財産目録  
一、貸借對照表  
一、營業報告書  
一、損益計算書

第十一條

一、利益ノ配分ニ關スル議案  
代表社員ハ前條ノ時期外ト雖モ會社ノ  
業務又ハ財産ニ關スル重要ナル事項ハ之  
レヲ社員ニ報告スルコトヲ要ス

第十二條

第十三條

各社員ノ損益分配ノ割合ハ其ノ資額ニ依ル  
代表社員ハ營業上ノ都合ニ依リ利益金ヲ  
次年度營業資本トシテ繰越スコトヲ得

第八章 社員ノ退社

第十四條  
社員ハ本法第六十九條第二号乃至第六号  
ニ掲ケタル事由ニ因リテ退社ス

二、總社員、同意  
三、死亡

四、破産

五、禁治産

六、除名

### 第九章 解散

第十五條 本社、存立時期、以言款作成之日ヨリ満  
五拾ヶ年トス

第十六條 前條ニ定メタル存立時期、満了、外左ノ  
事由ニ因リテ解散ス

一、會社、目的タル事業ノ成功又ハ其ノ成功  
不能

一、總社員ノ同意

一、會社ノ合併

一、社員一人ト爲リタル時

### 第十章 清算

第十七條 會社解散ノ場合ニ於テハ會社財産者必ク  
方法ニ總社員ノ同意ヲ以テ之レリ云々

右合資會社兵井藤屋送店設立ノ爲メ高法第  
四拾九條及第五拾條並ニ第百四條ヲ依リ此章

款ヲ作リ各社員有リ署名捺印ス  
昭和拾壹年二月廿日

右  
無限

兵 藤

収

藏



右  
有限

兵 藤

精

一

女

兵 藤

廿

卜

有限

兵 藤

德

輔

同

兵 藤

相

子

